

## 資料提供

令和4年5月27日（金）

照会先：保健医療部生活衛生課食の安全対策室

担当者：室長補佐 佐藤 要介

連絡先：029-301-3424（内線）3421、3424

## 食品添加物（ソルビン酸）の使用基準違反について

令和4年5月25日（水）、東京都福祉保健局から、「板橋区保健所が都内食料品販売店において、「辛味調味料（コチュジャン）」を収去し、登録検査機関で検査を実施したところ、食品添加物（ソルビン酸）が検出された。調査の結果、当該品は茨城県筑西市の食品製造施設「株式会社いちりき 茨城工場」で製造されていることが判明した。」旨の情報提供がありました。

製造所を管轄する筑西保健所の調査の結果、食品衛生法の規定に違反していること（使用基準違反）が判明しました。

このため、筑西保健所長は本日、食品衛生法の規定に基づき、当該製造者に対し当該品の回収を命じました。

## 記

### 1 東京都からの通報内容

(1) 製造施設 株式会社いちりき 茨城工場（茨城県筑西市川澄58-1）

(2) 当該品

- ・名称 辛味調味料
- ・包装形態 ①合成樹脂製容器、②金属製容器
- ・内容量 ①400g、②20kg
- ・賞味期限 2023. 2. 14

(3) 検査結果

- ・検査項目 食品添加物（ソルビン酸）
- ・検出値 0.69g/kg検出

### 2 当該「コチュジャン」の出荷状況と回収等の対応

(1) 製造数量 455個(400g/個)、2缶(20kg/缶)

(2) 出荷の状況

- ・一次流通先 株式会社いちりき（東京都板橋区）へ出荷

(3) 回収等の状況

- ・当該「コチュジャン」について、出荷先等を通じて回収を行っています。

### 3 県の対応等

- ・当該「コチュジャン」の流通先を管轄する自治体を通じて回収状況の確認を行います。
- ・製造者に対し、再発防止の徹底を図るよう指導を行ってまいります。

## 県民の皆様へ

ソルビン酸のADI(1日許容摂取量)は、体重1kg当たり25mgであり、体重60kgの人に換算すると、1.5g/日となります。この量は今回違反のあった「コチュジャン」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約2kgを食べ続ける場合に相当することから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼすことは考えられません。

## 【 参 考 】

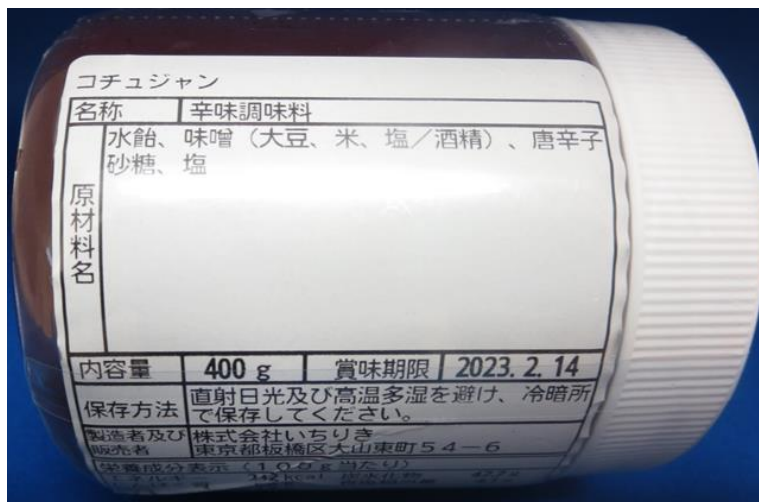
### ソルビン酸の概要

1. 名 称：2, 4-ヘキサジエン酸、2,4-hexadienoic acid (IUPAC名)
2. 用 途：保存料(食品添加物)
3. 毒性評価：ADI 25mg/kg体重/日  
(ADIとは体重1kgあたりの1日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量)

### 【当該品の外観】



(表)



(裏)